

Title	逆縁婚の一断面：福島縣下における調査から
Sub Title	An aspect of the widow's marriage with her dead husband's brother
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.10 (1957. 10) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 逆縁婚の一断面

— 福島縣下における調査から —

田 中 實

はしがき

第一 調査の對象と方法

第二 調査の結果

第三 若干の問題點の検討

一 逆縁婚慣行の根據

二 逆縁婚における當事者の意思

三 逆縁婚における適應の問題

四 逆縁婚にかんする意見（民衆の規範意識）

結語

はしがき

一 いわゆる逆縁婚——夫に死別された妻すなわち寡婦と、亡夫の兄弟との婚姻——は、わが國において、かなりひろく行われている慣行であるが、その實態は、まだ必ずしも十分には解明されていないようである。ことに、今次大戦中から戦

後にかけて、夫に死別された妻（いわゆる戦争未亡人その他）がきわめて大量につくり出され、したがって逆縁婚なるものも、おそらく必然的に大量化したにちがいないと推測されるにもかかわらず、逆縁婚にかんする研究は、資料的にも、全く不十分な状態にある。とくに法的な面からなされた研究としては——われわれの眼についた範囲では——わずかに青山道夫教授の論稿「逆縁婚について」<sup>(1)</sup>があるにすぎない。

そこで、昨年、福島縣下において試みた若干の調査の結果を發表して、この問題に關心を寄せる方々の御参考に供したいと思う。

もとより、この調査は、きわめて限られた範囲のものであり、對象的にも、また方法的にも、不徹底かつ不満足のものであることを自認するが、従來の乏しい研究に何ほどかでもプラスするところがあれば、倅せである。

(1) 青山・『日本家族制度の研究』一一一頁以下所收。

## 第一 調査の對象と方法

二 調査は、およそ、つぎのようにして實施した。

### I 調査の對象

逆縁婚は、主として、前婚・後婚ともに正式の届出を経た法律婚たるものを調査したが、さらに、確認されうる限り、事實婚すなわち内縁關係にあるものも、ひろつてみた。したがつて、以下の調査には、前婚・後婚ともに法律婚たるものほかに、前婚のみ法律婚で後婚は内縁關係にすぎないもの、逆に、前婚が内縁關係で後婚が法律婚たるものも、ふくまれている。ただし、前婚・後婚ともに内縁關係にとどまるものは見出されなかつた。

### II 調査した地域<sup>(2)</sup>

福島縣T郡のうち、

	Mi 地區 (人口二四三〇・純農村)
F 町	Mo 地區 (〃 二七七九・純農村)
	S 地區 (〃 三五六〇・農村・商店少々あり)
	U 地區 (〃 五二九九・農村・商工若干あり)
N 町	M 地區 (〃 三八三四・純農村)

### III 調査の方法

役場および各地區における役場支所の戸籍係に問合せ、また各地區の小・中學校教職員および各地區の年寄・古老にも指摘してもらつた。

發見された逆縁婚については、主として戸籍簿(除籍分をふくむ)を閲覽して、調査した。直接の面接質問法によることは、實際上の都合から、あまり實行できなかつた。なお、親族の者に問合せ調査したものが若干ある。

### IV 發見された逆縁婚の數<sup>(3)</sup>

F 町	Mi 地區…七
	Mo 地區…八
	S 地區…六
	U 地區…九
N 町	M 地區…六
合計	…三六

逆縁婚の一断面

## V 調査事項

- 1 前婚および後婚の三當事者について出生年月日
- 2 前婚の届出年月日、第一子出生年月日
- 3 後婚の届出年月日、第一子出生年月日
- 4 前夫の死亡原因、死亡年月日
- 5 前夫と後夫との續柄
- 6 その他、たとえば逆縁婚成立にいたつた動機・事情など

(2) ここに掲げた五地區は、いずれも昭和三〇年度までは獨立の町村であり、その後合併したものである。

(3) これらの地區で發見された逆縁の當事者は、すべて同一地區内に本籍を有しており、他地區に本籍を有するものは、一件もなかつた。

三 以上のような逆縁婚の實態のほか、逆縁婚にたいする意見・批判などについても、若干の調査を試みた。ただし、かような意識調査は、全く恣意的に、いわば文字どおり一應試みたにすぎないもので、きわめて不徹底・不完全であることを自認する。組織的に意識調査を行うことは、他日の機會を期するほかない。

## 第二 調査の結果

四 調査の對象となつた逆縁婚一件ごとに、右の調査事項その他を記入した詳細なカードを作成し、これを基礎資料とした。この一件ごとのカード(三六枚)の内容をここに轉記することは、あまりに煩雜になるおそれがあるので避けることとするが、この基礎資料を整理して得られた若干の統計だけを、つぎに掲げてみよう。

A 逆縁婚は、前夫の死後、どの程度の期間に行われたか。

前夫死亡時より 再婚までの期間	件数
1 年 以内	4
2 年 "	4
3 年 "	8
4 年 "	8
5 年 "	2
6 年 "	2
7 年 "	2
8 年 "	0
9 年 "	0
10 年 "	2
10 年 以上	3
計	35

この表のほかにも、後婚が内縁関係で終つたもの、つまり、この表の數字にあらわれないものが、一件ある。ただし、その事實婚たる後婚における第一子の出生が、前夫の死亡後、二年ばかりであることからみると、右表の二年以内のところに入れて計算してもよいかもしれない。

ところで、右表でみると、前夫の死亡時から三年ないし四年以内というのが最も多い。これで見ると、逆縁婚は、一般の再婚に比して、約一年程度おくらせているのではないか、と思われる。たとえば、前掲の青山教授の示された統計表によれば、一般の再婚は、前夫の死亡時から二年ないし三年以内に行われるのが最も多いようにみえる。かように逆縁婚が一般の再婚よりも一年程度おくらがれだというわけは、逆縁婚の成立にあつて——いいかえれば、當事者が逆縁婚にふみきる意思決定をするにあつて——多くの躊躇・熟慮・逡巡などを経なければならぬからではあるまいか、と推測される。かような意思決定における制的作用が、どこから生ずるか、——そこに、逆縁婚における問題性が存在すると考へる。

## B 前夫の死亡原因

逆縁婚の一断面

戦死または戦病死	二二
病死または事故死	一四
計	三六

これで見ると、今次大戦が逆縁婚を簇發させていることは、明らかに看取される。

C 前夫とのあいだの子の有無

前夫とのあいだに子があるもの	二八
前夫とのあいだに子がないもの	八
計	三六

一般に、逆縁婚は前夫の遺子のある場合に行われるといわれているが（たとえば、中山太郎氏の説。逆縁婚慣行の根據として、後にふれる）、右表で見ると、實は必ずしもそうではないようである。前夫とのあいだに子のない事例がかなり多數にあることは、注目すべきであろう。

D 前夫と後夫との續柄

前夫にたいして後夫が弟にあたるもの	三五
前夫にたいして後夫が兄にあたるもの	一
計	三六

後夫が前夫の兄にあたる一例は、兄が不具者であり、弟の方が家業である農業をつぐため先に結婚した、というケースで

ある。したがって、一般的に、逆縁婚を亡父の弟との再婚とみても、妨げはあるまい。

E 後婚における夫婦の年齢差

一般の婚姻では、夫の方が妻より三・四歳程度年長のものがふつうであるが、逆縁婚においては、亡夫の弟との再婚であるため、夫婦間の年齢差に、いちじるしい變化を生ずる。つまり、妻の方が夫より年長である場合が多くなるわけである。つぎに、後婚における夫婦間の年齢差を示してみよう。マイナスは、妻の年齢が夫のそれより少ないことを意味する。表中のマイナス12の一例は、前掲の亡夫の兄との逆縁婚の場合である。

年齢差	件数
-12	1
- 4	1
- 3	2
- 2	3
- 1	1
0	0
1	3
2	0
3	6
4	2
5	3
6	5
7	1
8	2
9	1
10	2
11	2
12	0
13	1
計	36

F 後婚の婚姻届と第一子出生との時間的關係

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
婚姻届が第一子出生より十ヵ月以上早く提出された	婚姻届が第一子出生前に提出された	婚姻届が第一子出生と同時に提出された*	婚姻届が第一子出生後に提出された	婚姻届未提出のまま後夫も死亡した	婚姻届は提出したが、まだ子が出生しない
八	一二	八	六	一	一

\* 出生月日後十四日までを同時とみた。



右表のうち、(い)にぞくするものをみると、その大部分——二二例中、一一例——は、婚姻届が第一子出生の直前に提出されたものである。いいかえれば、それは、子の出生を豫見した上での婚姻届にはかならない。そこで、右表の数字を、(1)子の出生を豫見して・もしくは子の出生後に婚姻届を提出したものと、(2)子の出生と全く関係なく婚姻届を提出したものと、二つのグループに整理しなおしてみると、それぞれ、前者は二六例(七二・ニパーセント)、後者は一〇例(二七・セーセント)となる。つまり、七二パーセント強のものが、子の出生を豫見し、もしくは子の出生後に婚姻届を提出し、わずかに二八パーセント弱のものが、子の出生と関係なく婚姻届を提出しているにすぎない。

試みに、この調査の対象となつた前掲F町Mi地区において、無差別に一〇〇件の婚姻届を抽出して、右表と同様の検討を加えてみると、つぎのとおりである。

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
分類は右表と同じ					
二九	三一	三四	六	〇	〇

この表のうち、(い)にぞくするものの大部分——三一例中、二六例——は、やはり、婚姻届が第一子出生の直前に、すなわち子の出生を豫見して、提出されたものである。そこで、右に述べたのと同じ趣旨のもとに、この表の全部の数字を、(1)子の出生を豫見して・もしくは子の出生後に婚姻届を提出したものと、(2)子の出生と全く関係なく婚姻届を提出したものと

の、二つのグループに整理しなおしてみると、それぞれ、前者が六六例（六六パーセント）、後者が三四例（三四パーセント）という結果になる。

こうして、逆縁婚の場合のものと、普通婚の場合のものとを比較してみると、前者において、婚姻届の提出がおくれがちなのである——子の出生と關係づけられる——という、いちじるしい傾向を看取することができるであろう。いいかえれば、逆縁婚においては、普通婚に比して、事實婚状態の繼續する期間がかなり長い——第一子の出生が明らかとなるまで繼續する——ということができよう。かような傾向が、前掲A表にかんする推測とふかい關係を有するものであることは、もちろんである。

### G 民法改正の時期と逆縁婚との關係

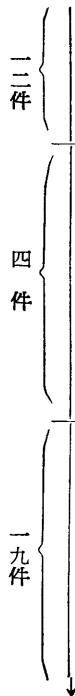
民法應急措置法

日本國憲法

民法改正

昭和二年五月三日

昭和三年一月一日



右のように、民法改正の前後において、ほとんどみるべき變化はないようである。しかし、實は、この統計だけから、逆縁婚の慣行にほとんど消長なしと斷ずることは、きわめて不正確である。というわけは、單に逆縁婚の件数だけをとりあげてみても、あまり意味はない、さらに通常の婚姻にたいする比率をみなければならぬからである。のみならず、正確を期するためには、逆縁婚になるべくしてならなかつたケース——すなわち、兄の死亡にもかかわらず、兄ヨメと弟とのあいだに逆縁婚の成立しなかつたケース——を調べてみなければ、本當の意味で結論が出せるはずはないであろう。とはいへ、逆

縁婚になるべくしてならなかつたケースの調査のごときは、いうべくして、おそらく實行不可能なこともかもしれない。いまはただ、民法改正後も、逆縁婚が相當に多く行われているということを確認するだけで、満足しなければならない。

(4) 青山・前掲一一三—四頁参照。

### 第三 若干の問題點の検討

五 この調査から得られた結果は、およそ以上のとおりである。この素材を、いかに利用し、いかに評價するか。率直なところ、これだけの資料で、何らかのまとまつた結論を出すようなことは、輕卒のそしりを免れないと考えるが、ともかく、右の調査から、われわれの氣付いた若干の問題點を、つぎに摘記しておきたいと思う。全くの假説にすぎない點も少なくないことを、豫めお断りしておく。

なお、當地方で、逆縁婚は、しばしば「二代繼」とよばれている。逆縁婚が、單なる二度目の婚姻——つまり再婚でなく、むしろ一種の「承繼」たるものとして理解されていることは、十分注目に價するであろう。

#### 一 逆縁婚慣行の根據

六 逆縁婚は、婚姻の最も古い形態の一つであるといわれ、しばしば近代化のおくれた社會において多く行われるものとされている。しかし、逆縁婚慣行の根據は、まだ必ずしも明らかにされてはいない。現に、青山教授も、有力な説として、

- (1) 祖先の祭司(祀?)を司る相續者を得るためとなす説、
- (2) 一妻多夫婚の殘存物となす説、
- (3) 集團婚の殘存物となす説、

#### (4) 妻を財産視する相續説

などの諸説をあげられ、しかも「しかしこれらどの説によつても逆縁婚一般を説明し盡すことは困難であり、結局……逆縁婚は婚姻が當事者の個人的な私事ではなく、家族と家族、更に集團と集團との間の婚姻であるとすゝる觀念が支配的な社會に基礎をもつ一つの特異な婚姻形態であるとして、その特徴を指摘することでは今は満足せねばならぬであらう」と述べておられる。

なお、中山太郎氏は、逆縁婚慣行の根據を信仰ないし宗教に求め、血統の純粹と祭祀權尊重の思想にもとづくものと主張され、したがつて逆縁婚は兄の遺子のある場合にのみ有意義であるものと斷じておられる。

逆縁婚にかんする、かような單純化した評價については、すでに青山教授も、つよい反對を示しておられるが、この點については、われわれもまた教授と同意見をもつものである。たとえば、前掲のC表によつてみても、兄の遺子のない場合がかなりの割合を占めていることから考へて、逆縁婚の根據を信仰ないし宗教の面からのみ觀察する態度にたいしては、批判的にならざるをえない。もちろん、信仰ないし宗教が逆縁婚と全く無關係だなどというつもりはない。しかし、逆縁婚が兄の遺子のある場合にのみ有意義だというような斷定は、かなり疑問ではないか、と考へるのである。

(5) 青山・前掲一一六頁。

(6) 中山・『日本婚姻史』二五五頁以下、「我國に於ける逆縁婚に就て」(社會學雜誌一號所收) 參照。

(7) 青山・前掲一一九—二〇頁參照。

七 青山教授は、逆縁婚慣行の根據がむしろ封建的家族制度にあることを示唆しておられるが、われわれは、さらに、つぎのように考へたい。

われわれのみるどころでは、逆縁婚慣行を支えているものは、主として、いわゆる家族制度的關係ないし家産主義思想に

求めるのが正しいのではないか、と思われる。

逆縁婚が、近代化の比較のおくれた農村社会において多いことは事實であるが、近代化のおくれていることを、一般にいわれているように「封建的」とか「封建遺制」とか表現するのは、どうも語義不鮮明のような気がして、すなおに納得できないものがある。いわゆる「封建的」なるものの實體は、實は家産主義觀念にあるのではないか、と思われる。つまり、財産を個人の私有財産と考えないで、むしろ「家」の財産と考え、個人をその家産の管理者にすぎないものとみる思想である。その社會經濟的な基礎が、生産關係すなわち舊來の農業經營様式——家族の手の労働による水田の米作——にあることは、おそらく疑いない。

この意味において、妻は、とりもなおさず「家」のヨメであり、「家」のための労働力として、いわば一種の「家産」を構成する。「家風」にあわないヨメが實家に「返される」反面、「家風」にあつたヨメは、その「家」の一員として同化しえたものであり、婚家以外に、もはやヨメにとつての「家」は存しないこととなる。

したがつて、兄——家業の經營者——が妻をのこして死亡した場合、弟——家業の後継者——が、その遺妻と婚姻するのは、少しく亂暴な表現をすれば、いわばまさに一種の相續たるものである、といわなければならぬ。この調査の對象となつた當地方における「二代繼」という表現は、この意味において理解すべきではなからうか。ヨメが「家産」を構成する労働力である限り、家業の後継者たる弟にとつて、兄の遺妻と逆縁婚をすることは、權利でもあり、かつ義務でもある。しかも、家産主義思想のもとでは、原則として相續放棄はゆるぎされない。經濟的にみても、兄の遺妻を「家」から出して、弟のヨメを新しく迎えることは、いつてみれば、熟練労働力を不熟練労働力（しかも「家風」にあうかどうか解らない！）とおきかえることであり、「家産」管理方法として不合理であること、いうまでもないわけである。

また、兄の遺子は、就勞可能な労働力たるものであり、兄の遺妻は、その子を生んだことによつて、すでに「家風」への

適合とともに労働力再生産の可能性をも實證したものとわなければならぬ。この兄の遺妻を出して、かわりに弟のヨメを求めることは、労働力再生産についても一つの危険をふくんでいるし、しかも、そこに生まれるべき子は、就勞の可能性において兄の遺子に劣るわけである。逆縁婚が、兄の遺子のある場合に比較的多く行われるという現象は、かような理由によるのではないか、と思われる。「家の繼續」・「祖先祭祀の承繼」という宗教ないし信仰的觀念は、以上のような實體關係の反映とみるべきではあるまいか。

(8) 青山・前掲二二〇—一頁参照。

## 二 逆縁婚における當事者の意思

八 逆縁婚慣行が、右のように、主としていわゆる家族制度的關係ないし家産主義思想にもとづくものとすれば、逆縁婚における當事者の意思は、どんなものであろうか。

すでに、青山教授は、的確にも、「當事者の意思が十分自發的であるよりは寧ろ家族的關係にしかも家族の利害を代表する家父長の意思に當事者の意思がリードされ又は抑壓される」と指摘して<sup>(9)</sup>おられる。

とはいえ、私有財産制度に基礎をおく現社會においては、財産にたいする人間的執着は全くおそろしいほどの根つよさをもつており、したがつて——「存在が意識を規定する」意味において——財産所有にたいする欲望から逆縁婚における當事者の意思が左右される可能性のあることも、見易い道理であろう。のみならず、性生活に多少の經驗をもち、中斷された性生活への誘惑を感じている兄の遺妻と弟との結合が、しばしば何らかの機會を通じて促進されることも、事實上、否定できないところであらう。かくて、逆縁婚における兩當事者の意思は、きわめて微妙な様相を示すこととなる。

(9) 青山・前掲二二二頁。

九 この調査に併行して、逆縁婚兩當事者の近親者に問合せ、筆答を得たものが若干あるので、それらの中から、標準的とみられる數例を、つぎに摘録してみよう。先にもお断りしておいたように、この調査の不徹底・不完全なことは自認するが、つぎに掲げる數例によつても、きわめて興味ふかい問題がみられるのではないかと思う（なるべく原文のまま轉記する）。

A 女性の立場をめぐつて――

(1) 私の叔母は祖父母に泣いて訴えたが、結局二代繼をせざるを得なかつた。實家にかへつても仕方がない、獨立の道は何一つない、分家も出來ない、子供をどうするか、財産問題をどうするか……。

(2) a 女は四人兄弟の長兄に嫁したが、夫が死亡し弟二人も戦死、末弟とは年齢が十數歳もちがつたが、二代繼を望んだ。

(3) b 女は貧農の嫁で、夫の戦死後、心から弟との二代繼をのぞんだ。

(4) 昭和十八年戦死したc 男は、昭和十六年嫁をもらつていた。……この嫁はよくはたらいだ。……c 男の出征中はc 男より二年下の弟d 男とともに働いていたが、d 男は入隊しソ連抑留の身となりソ連で死亡した。男なしの家庭になつてもまだ残つているのはe 男である。嫁はもう三十六にもなり、e 男はまだ二十四歳である。……當の嫁は仕方がないであろうという見解（逆縁婚にたいして）、その理由として、(1) 婚期がおくれているので何處に行つても難儀しなくてはならないこと、(2) 夫は十二歳も年下でも自分さえ犠牲になれば圓満にゆくということ、(3) 家庭的に發言しても相當に認めてもらえるようになったこと……これらによつて再婚を承諾したのである。

B 男性の立場をめぐつて――

(1) 第二の夫、それは私の叔母より六歳も若い。彼も家のために自分の希望を犠牲にしてこうなつたのであつたが、五年後には東京に去つてしまつた。

(2) 末弟はそれを嫌つて家出し、勝手に女を見つけてしまった。

(3) 弟は快しとせず、自分で好きな女をめぐつた。そして二代繼を望んだ女性は、この弟夫婦に親分待遇(親としての待遇)を受けることになつた。

(4) ……それより四年を経過した。e. 男も年とともに大人になり、今では愛情の問題も解決している。

一〇 以上の觀察から、早急に結論をひき出すことは、もちろん危険ではあるが、それでも若干の真相はあらわれているものと考ええる。逆縁婚の成立をもたらす両性間の「合意」は、なんと複雑なものであることか!<sup>(10)</sup>

何よりも、ここにおける「合意」の消極的資格を、十分に看取しなければならぬ。當事者は、きわめて深刻な心理的葛藤を経験し、多くの逡巡・躊躇の後に、この「合意」に到達するにちがいない。逆縁婚の成立が、一般の再婚よりも比較的小さく、届出もおくれがちであるということは(前掲A表・F表参照)、かような理由によるところが大きいのであろう。

(10) こういふ事例もある。「兄が死亡し、その遺妻と弟とが、共に働いていたが、やがて弟も召集となつた。出發というときになつて、母が兄ヨメの身體の普通でないのに気がついて、弟に聞いてみたところ、『もちろん、おれの子が生まれてくるんだ。生まれたら大事に育てておいてくれ』といつて出發した。」

一一 われわれのまず意外に感じた點は、妻の側に、「泣いて訴えた」面もあるが、他方、「心から望んだ」という面も少なくないことである。これにたいして、弟の側には、おそらく當然のことながら、否定的な聲がかなりつよく出ているのがみられる。

妻の側の肯定的な氣持が、どこから生じたか。ふかく検討すれば、いろいろ不可解なところもあるが、事實上、わが國の婦人たちに共通的な「諦觀」ないし「忍従」的性質(これも、實は家族制度の產物にはかならないが)によることも、たしかなようである。經濟的な生活の問題にせよ、性的な問題にせよ、彼女たちの夢と希望とを托すべき道が、その婚家をはなれて、



どこにあるというのだろうか。

逆縁婚について、われわれに意見を寄せてくれた多くの人々は、かなりはつきりと、「やや年をとつた女たちの現實的・打算的な考え方」を指摘していた。この指摘は、婦人たちにとつて残酷な態度かもしれないが、實際上、獨立すべき個人的な財産も技能もなく、別に幸福な再婚の希望ももたえない彼女たちが、逆縁婚にみずからの道を求めるのは、むしろ自然の成行とすら考えられるであろう。

一二 これにたいし、弟にとつては、未婚者として有する結婚についての理想が崩れ去るわけであり、財産承繼のための欲求と満足はありうるにせよ、おそらく逆縁婚にたいする不満は、根ぶかいものがあるのではなからうか。兄ヨメの労働力は、「家産」の一部を構成するものとして、家業の後繼者たる弟はこれを拒否できない立場におかれる<sup>(11)</sup>。それどころか、兄ヨメと弟とのあいだの性的な關係を積極的に推進しようとする態度を示すのは、むしろ兄ヨメの方だということも、しばしば聞かされるところであつた。そうだとすれば、弟が兄ヨメの犠牲にされる結果となる。男性が女性の犠牲にされるとは、皮肉なことではあるが。

(11) こういう事例もある。「この嫁はおとなしい嫁で、家中からの氣に入りものであり、且つよくはたらいだ。……母の氣に入りものでもあるから、出すわけにいかず、母としても十二歳も年下の者と結婚してくれともいうことは申し難く、全く困り果てた。そこに、本家の主人が案を出した。」

### 三 逆縁婚における適應の問題

一三 ここに「適應の問題」とは、逆縁婚が、その兩當事者および周圍の者のあいだに良好な適應の結果をもたらさうるか、いいかえれば、幸福な家庭生活をもたらさうるか、という意味である。もちろん、實際の家庭生活の幸・不幸は、當事

者の性格その他きわめて個人的・具體的な要素によつて左右されるから、すべて逆縁婚が幸福だとか、また反対にすべて不幸だとか、いうつもりはない。ただ一般的にみて通常の婚姻に比較し、幸福な結果を導き出しうる要素が多いかどうかを、ごく概括的に考えてみようというにすぎないのである。

一四 現に、この調査の範圍では、幸福な家庭生活を営んでいたとみられる事例は、むしろ少なかつたようにすら思われる。何よりも、逆縁婚は、當事者のあいだの自發的ないし自然的な愛情によつて出發したものでなく、かえつて兄の死亡という偶然的な事件から、「やむをえず」・「いやいやながら」・「反對しきれず」・「何ということなく」……出發しているのである。もとより「好きこのんで」・「みずから望んで」……成立した逆縁婚もないわけではあるまいが、しかし、何かしら、そこに——けつして先入感からでなしに——不自然な感じがつきまとつてゐることは、實際に受けた印象として否定できないようである。

兄ヨメと弟とであつたものが、妻と夫とになる。かような根本的な變化にたいする順應ないし適應が、果してうまくいくものなのかどうか。心理的なギャップをどうするかが、すでに大きな問題であるし、また假りに心理的には割切れても、生理的にある甚だしい年齢のアンバランスをよく克服しうるものなのかどうか。實際上、愛情と夫婦生活とは、つねに一致するとは限らないのだ。そればかりではない。兄の遺子からみれば、あらたな父を迎えるわけである。父のちがう弟妹が生まれることにもなる。われわれの見聞した範圍でも、異父兄弟姉妹のあいだが平和的に保たれていないケースは、少なからず見出された。

一五 なお、逆縁婚については、通常の婚姻の場合と異なり、つぎのような特有の現象が看取される。すなわち、逆縁婚の成立には、一般に、盛大な擧式を伴わない。ふつう「飯喰」といわれる近親者が集まつて婚姻成立を祝う一種の簡易な行事をもつてかえられるのである。

これは、逆縁婚が、「家」と「家」との結合でなく、同一の「家」の内部的事項とされていることからくる結果なのかもしれない。つまり、同一の「家」のメンバーたるヨメと弟との結婚という内部的事項だから、盛大な儀式も披露も不要であるとされるのであろう。だが、かように盛大な挙式を伴わないということをもつて、同時に、逆縁婚が當事者および周囲の者から、あまり歓迎されない・祝福されないことをも意味していると考えるのは、不当な推斷であらうか。

#### 四 逆縁婚にかんする意見（民衆の規範意識）

一六 この調査と併行して、さらに、機會あるごとに、逆縁婚にかんする意見をも集めてみた。全く恣意的なものであり、まとまりの悪いものではあるが、若干のものをつきに掲げてみよう（なるべく原文のまま轉記する）。

(1) 家・家族にたいする愛からこの風習が一般化してきたのであるから、誠に結構なことで、こうした風習はお互いの利益であると思う。

(2) この風習は改めてしまふ必要はないと思う。一家の恒産を守る上からも、子孫の繁榮からも考えるときは、一層強化して争いのない家庭を築き上げたいと思う。これは日本人の一番に尊ぶ點である。

(3) 兩者の意見を全然無視して二代繼をさせるべきではあるまい。しかし家庭圓滿の楔となるものは夫である。「姉のよくな妻といつしよにいることはいやだ」などという問題を後にのこすような不心得者ではいけないのである。

(4) 自分の一家を守るためには最良の方法であると思う。

(5) 双方合意の場合には問題なきも、意思に反してまでも強要すべきものに非ずとも思われるが、家計の状況・兄弟姉妹親族關係上諸状況を判斷し、是なりと判斷せられる場合、少々の犠牲を拂わざるべからざる場合あり。

以上は逆縁婚問題について得られた多數意見の代表的なものである。すなわち、逆縁婚當事者が、逆縁婚を承認する意思

を——しかも、なるべく自發的に——もたなければ、すでに家族愛のない・日本人らしくない・不心得者である、ということになり、したがつて「多少の犠牲を拂わせても」逆縁婚を承諾させてしまおうというのである。

これが、農村における、逆縁婚にかんする多數意見なのである。これは、そのまま、逆縁婚にかんする法的確信ないし規範意識と考えられないであらうか。

一七　ところが、右のような多數意見は、とくに中年以上の年齢層のあいだに壓倒的に多くみられるもので、これにたいし、二十代ないし三十代の比較的若い年齢層のあいだには、かなり異なる意見が、少なからず見出されることに、注目しなければならぬ。若干のものを、つぎに摘録すれば、

(1) 動機については同情と犠牲的精神を伴つて結ばれる場合が多いので、結婚にたいする神聖な考え方が汚されているような気がして、あまり感心できない。

(2) 人爲的に結婚問題を構成しようとするところに、その不當さがある。

(3) 民法の企圖すると逆の方向に進むことのないように注意したい。

(4) 逆縁婚不成立の場合に嫁の立場を守る必要がある。

(5) たとえ財産的に不利であつても、財産を分けあつて新しい人生を開くべきだ。なによりも人間性を尊重したい。

これらの意見の中には、相當に穩和・消極的ではあるが、ともかく逆縁婚にたいする批判がふくまれていることは、たしかである。これらの意見は、當然に豫想されたことながら、比較的若い年齢層のあいだに多かつた。もつとも、かような意見が、果して新しい日本國憲法ないし改正民法の正しい理解にもとづいていのかどうか、必ずしも疑問がないわけでもないが、ともあれ、逆縁婚にかんする規範意識がしだいに變化する傾向を示すものとみて妨げないであらう。

もとより、それだからといつて、十年ないし數十年後に逆縁婚がほとんど消滅するなどということを豫測するつもりは、

全くない。これらの意見は、要するに、理想的ないし希望的意見の程度を出ないのであつて、これらの理想ないし希望にもかかわらず、逆縁婚を承諾せざるをえない立場に追いつめられた事例を、われわれは數多く知っているからである。逆縁婚の成立を要請する社會經濟的要因・家族制度的關係そのものが清算されない限り、逆縁婚は、かれらの意見にもかかわらず、なお存続するにちがいないのである。

## 結 語

一八 われわれは、この調査を通じて、農村におけるきわめて強靱な家族制度的關係の存在を、痛切に感じさせられた。民法の改正にもかかわらず、なお舊來の家族制度的關係は、多少の變容を受けたにせよ、依然として存続している。法律改正にたいするその抵抗の強力さ、というよりも、實は家族法と家族生活との二元性を、まざまざとみせつけられたのである。この調査は、すでにくりかえして述べたように、きわめて不備・不完全なものにすぎないし、右に試みた若干の分析も、いつてみれば、まだ假説の段階にすぎないものが少なくない。この假説を實證するためには、さらに多くの調査による裏付けが必要であらう。

## 附 記

本稿は、私の執筆したものになつてゐるが、正しくいえば、實は佐久間茂君との共同執筆とでもいふべきものである。同君は、現在、福島縣・美山小學校に奉職しておられる篤學の士。本塾・通信教育部・第六期生として勉學中、卒業論文のテーマとして「逆縁婚の研究」を選び、私に相談された。その後、公務の餘暇を利用しながら約一年間、私と連絡をとりつつ、困難な逆縁婚の實態調査をつづけられ、綿密・詳細な卒業論文「農村に於ける逆縁婚の法律的考察」を完成された。

この佐久間君の勞作は、もちろん、いろいろな面で制約を受けたものであり、細かくみれば、方法的にも、内容的にも、不備なところが

目につく。また、欲をいえば、同君の資料の整理の仕方にも、まだ疑問の點がないわけではないし、調査結果にたいする同君の評價・理論的検討にも、未熟な點が少なからずあるように思う。しかし、それにもかかわらず、同君の研究は、未開拓のこの領域において、貴重なものであり、單なる學生の卒業論文として埋れさせてしまうのが惜しまれてならない。そこで、同君と相談した結果、とりあえず主要な資料の部分だけを分離し、私が全體の構成を改め、本稿のように書きなおしたうえ、ここに私の責任において發表することにしたわけである。要するに、本稿は調査の覺書であり、いわば未完成のトルソにすぎないもので、不備・不完全なところも少なくないが、今後の再検討と發展とのために、大方の御批判・御教示をいただければ幸甚と思うしだいである。

(一九五七・八・二四)